

平成23年度

# 道政広報・広聴推進計画

(H23.6改正)

総合政策部知事室広報広聴課

＜総合政策部知事室広報広聴課＞

## 第1 基本方針

インターネットの浸透などにより、広報を取り巻く社会経済環境が大きく変化する中、開かれた活力ある道政を推進していくためには、潜在化・多様化している道民ニーズを的確に把握し、道政への理解や参加の促進を重視した広報を推進していくとともに、北海道の様々な魅力を道内外へ積極的に発信していくことが重要です。

このため、平成23年4月に策定した「北海道戦略広報展開方針」に基づき広報活動を展開するとともに、広聴機能の充実に努め、道民、企業、NPOなどの理解と協働のもと、道政における重点政策の実現に向けて、より効果的・効率的に広報広聴活動を推進します。

## 第2 推進方針

### 1 広報活動

庁内横断的かつ重点的なテーマや喫緊の課題へ対応した広報については、広報広聴委員会（各部代表課長等、総合振興局・振興局地域政策部長及び道政相談センター所長で構成）で協議・検討し、その結果を踏まえ、庁内連携のもと、道民ニーズに対応した効果的・効率的な道政広報と北海道の魅力の発信を積極的に展開します。

また、各部局、各総合振興局・振興局における政策について、特に重点的に広報を実施していくものについては、「広報重点テーマ」を設定し、積極的な広報を推進します。

平成23年度は、「地域に徹底してこだわる」、「攻めの道政に徹する」、「世界の中の北海道を強く発信する」という3つの視点に立ち、本道の「食」や「自然」といった「北海道価値」を最大限に活かした取組を進めることとしており、重点的政策として、「本道経済の成長力強化に向けた取組の推進」や「先駆的な地球環境保全活動の推進」、「創意と主体性を活かした地域づくり」があげられていることを踏まえ、道民にわかりやすい「北海道価値」のキーワードとして、「食」、「環境」、「地域」の3つを広報重点テーマとします。

〈平成23年度広報重点テーマ〉

- ◆「食」… 食の高付加価値化・食関連ビジネスの振興、国内販路の拡大など
- ◆「環境」… 環境・エネルギー関連分野のビジネス創造、地球環境・生物多様性の保全、エゾシカ緊急対策の推進、地域温暖化防止対策、再生可能エネルギーの導入など
- ◆「地域」… 創意と主体性を活かした地域づくり、自助・互助・共助が支える地域づくりなど

#### (1) 自主広報媒体等の活用

広報紙をはじめ、新聞・テレビ・メールマガジン等の自主広報媒体のほか、民間企業等との連携による店舗や大型ビジョンなどの媒体を活用し、道民に道政情報を提供するほか、北海道の魅力を国内外に広く発信します。

#### (2) パブリシティー活動の推進

新聞・テレビ・ラジオなどのマスメディアに対して、道政上の課題や情報などの報道素材を積極的かつ的確に提供することによって、道民や関係団体に対する情報提供を行います。

## 2 広聴活動

調査広聴、対話広聴、その他の広聴ごとに創意、工夫を凝らして体系的な広聴事業の展開を図るとともに、道民の皆さんから寄せられた要望及び意見等については、関係部局と連携を密にし、道政に反映するよう努めます。

また、各部局、各総合振興局及び振興局においても、実情に応じた独自の広聴活動を積極的に推進します。

### (1) 調査広聴の実施

道民意識調査を実施し、潜在化している道民意識の把握に努めます。

### (2) 対話広聴の実施

「まちかど対話」を実施し、道民の皆さんの意見を聴き、より地域に身近な道政の推進に役立てます。

また、各部局、各総合振興局及び振興局においても、実情に応じた独自の広聴活動を積極的に推進します。

### (3) その他広聴の推進

知事に対する陳情等を関係部局と連携を密にし、道政に反映するよう努めます。

また、「赤レンガインターネット会議室」等を活用し、道政への道民参加を促します。

## 3 広報広聴活動の推進

北海道広報広聴推進委員会を定期的に開催することで、道民のための広報広聴活動の効果的な推進を図ります。

## 4 広報広聴意識の啓発

職員研修、諸会議などの様々な機会を通じて、全庁的な広報広聴活動の円滑な推進に資するとともに、道職員一人ひとりが「広報・広聴マン」という意識の啓発に努めます。

## 第3 実施計画等

「広報広聴活動の体系」は別添1のとおり

「広報事業実施計画」は、別添2のとおり

「広聴事業実施計画」は、別添3のとおり

「広報広聴活動の推進及び広報広聴意識の啓発事業実施計画」は、別添4のとおり

(参考) 平成23年度重点政策

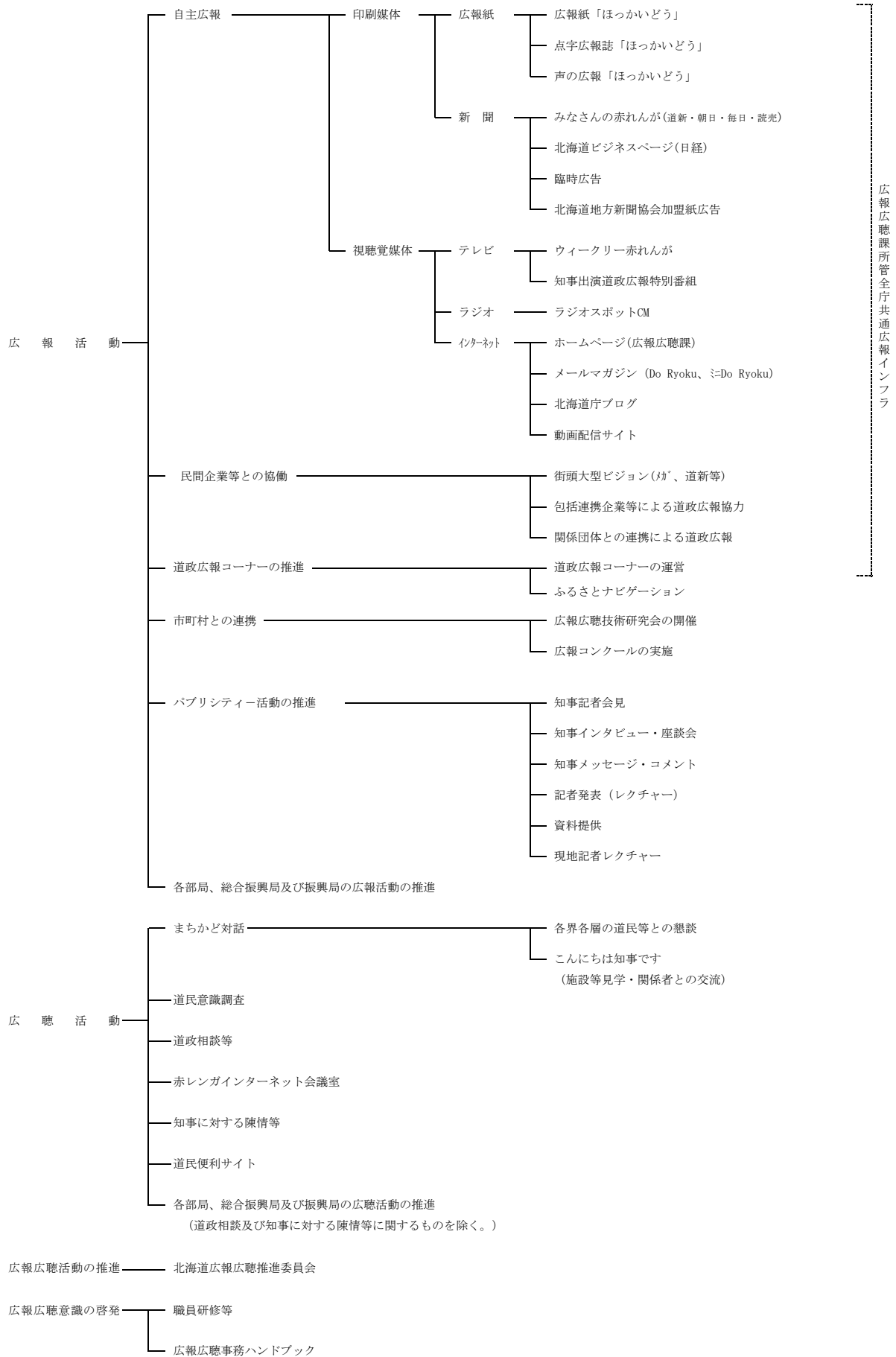
I 東日本大震災の復旧・復興対策と本道の役割発揮

- 1 道内被災地の復旧・復興
- 2 道内経済への緊急対策
- 3 防災・危機管理対策の強化
- 4 被災地への支援と我が国の経済復興等に向けた本道の貢献

II 危機克服と未来を拓く道づくり

- 1 強い経済・安定した雇用づくり
  - (1) 緊急的な雇用創出・中小企業対策の推進
  - (2) 本道の成長力強化に向けた取組の推進
  - (3) 強い農林水産業づくり
  
  - (4) 地域の産業を支える人づくり
- 2 安全・安心の健康社会づくり
  - (1) 医師の確保など地域医療提供体制の充実
  - (2) 「支え合い」の地域システムづくり
  - (3) 子育てや学びの環境づくり
  - (4) 犯罪や交通事故のない安全・安心の地域づくり
  - (5) 地域の自立を支える交通ネットワークの確保
- 3 環境のフロントランナー・文化力づくり
  - (1) 先駆的な地球環境保全活動の推進
  - (2) 地球温暖化防止対策の加速
  - (3) 再生可能エネルギーの導入や資源循環の促進
  - (4) 文化力創造・スポーツ王国づくり
- 4 活力ある持続可能な地域づくり
  - (1) 創意と主体性を活かした地域づくり
  - (2) 自助・互助・共助が支える地域づくり
  - (3) 地域主権の理念に基づく自治のかたちづくり

### 平成23年度 広報広聴活動の体系



広報広聴課所管全庁共通広報インフラ

## 平成23年度 広報事業実施計画

## 1 自主広報媒体の活用

開かれた道政を推進するため、道民の道政への理解と参加を促し、情報の共有化を図る目的で、道政情報を積極的に発信する。

## (1) 印刷媒体

## ① 広報紙

多くの道民に確実に道政情報を伝えるため、伝達性、保存性に優れた広報紙を作成・配布する。

名称	配布対象	発行部数・発行月	体裁	内容
広報紙「ほっかいどう」	全世帯	251万6,000部/回 発行月：5・7・9・11・1・3月	タブロイド判 カラー 4P	道が自ら発行する広報メディアとして、主要な道政課題や政策、道政の新しい動きなどを特集するとともに、知事メッセージや道民生活に密着した生活情報、議会情報などを基本構成として作成し、配布する。 ・配布方法：新聞折込及びポスティング ・設置箇所：市町村、郵便局、銀行、道の駅、セイコーマート、セブンイレブン、イオン北海道、docomoショップ、大学、社会福祉施設、道立病院など
点字広報誌「ほっかいどう」	点字の読める視覚障がい者	1,060部/回 発行月：5・7・9・11・1・3月	B5判 28P	健全者のみならず視覚障がい者に対してもきめ細やかな道政広報を実施するために、広報紙「ほっかいどう」の点字版を作成し、配布する。
声の広報「ほっかいどう」	広報紙「ほっかいどう」を読むことのできない視覚障がい者	450部/回 発行月：5・7・9・11・1・3月	カセットテープ 30分	広報紙「ほっかいどう」の音読版を作成し、総合振興局及び振興局、市町村、福祉事務所などに備え置いて貸し出しを行う。

## ② 新聞

道政情報を得る媒体の定着を高めるために定期的な広告掲載を行うとともに、緊急性の高い情報などは臨時広告により道民にタイムリーに道政情報を伝える。

名称	掲載紙	掲載日	体裁	内容
みなさんの赤れんが	北海道、朝日、毎日、読売新聞	毎月第1、第3(4月は第2、3)日曜日朝刊のほか年7回の特別版(一元化分)	半5段	道の事業やイベント行事、各種制度、重点政策の紹介や道民の意見募集手続きなど道民生活に関わる情報を、定期的に道民に広く提供する。
北海道ビジネスページ	日本経済新聞	4・6・7・8・10・11・12・2月の最終木曜日朝刊	半5段	経済や企業に関する道の事業やイベント行事、各種制度などの最新情報を、道内企業をはじめとする企業関係者に向けて広く提供する。
臨時広告	適宜	適時	適宜	事件、事故、災害等緊急性の高いもの、条例の制定や各種制度の周知などの情報を道民に広く提供する。
地方新聞協会加盟紙広告	北海道地方新聞協会加盟紙	適時	適宜	地域に密着し、親しまれている地方新聞紙面に、道の施策、制度周知のほか、地域の特性に応じたテーマを関係各総合振興局及び振興局が選定し、地域住民に提供する。

## (2) 視覚媒体

## ① テレビ

各種広報媒体のうち最も印象が強く記憶されやすいテレビの特性を活かし、幅広い道民を対象に、迅速でタイムリーな広報を展開し、道政への理解と参加を促進する。

番組の種類「タイトル」	放送局及び放送日時	放送時間	内容
企画番組 「ウィークリー赤れんが」	・HBC 毎週日曜日 16:55～17:00	3分	道の施策・事業・制度等や道の施策に関連する地域の取組を身近なものとしてもらえるよう、リポーターによる体験取材や対談などテーマにあわせた手法で、道民に分かりやすく紹介する番組を放送するとともにホームページで発信する。 ※番組については、さっぽろ地下街ポルトタウン入口大型映像「HILOSHI」でも毎週日曜日1回放送するほか、翌年度末まで、道立施設及び道関係主催イベントでの放映に使用可能。
	・uhb 毎週日曜日 6:55～7:00		
	・旭川CATV 民放2局終了後毎週土曜 24:00～24:05		
	・OCTV(帯広) 民放2局終了後毎週土曜 19:52～19:55		
	・NCV(函館) 民放2局終了後毎週土曜 11:57～12:00		
知事出演道政広報特別番組	年2回制作 各2回放送	15分	道が進める特定の重要施策の効果的な推進を図るため、毎回知事が道民に直接語りかけるメッセージ性の高い番組を放送する。

## ② ラジオ

ラジオのスポットCMを利用した広報を実施することにより、道民に幅広く道政情報を提供する。

項目	内容等
ラジオスポットCM	ラジオスポットCM(20秒)を4局(STV-R、HBC-R、AIR-G、FMノースウェーブ)で放送。放送回数は全162回。 ※H23については道税広報(5月・6月)及び献血促進広報(11月)を実施。

## ③ インターネット

インターネットを活用することで、道民のみならず道外居住者向けの情報発信を行い、北海道への更なる理解と北海道ファンを拡大する。

項目	内容
ホームページ(広報広聴課)	知事記者会見記録、広報紙「ほっかいどう」、テレビ番組、グラフ北海道、HOKKAIDO INDEX、新聞紙面利用広報、メールマガジン、報道発表資料、広報資料、まちかど対話など道政情報を提供する。
メールマガジン(Do Ryoku)	知事コラム、道政の動き、産消協働関連情報、北海道への移住関連情報、広報番組、広報紙「ほっかいどう」、観光・イベント情報、北海道の豆知識などを毎週金曜日に登録者に配信する。登録者数は13,399人(平成23年5月末現在)。
携帯電話向けメールマガジン(ミニDo Ryoku)	北海道メールマガジン「Do・Ryoku」の内容を抜粋した「ミニDo・Ryoku」と知事定例記者会見の内容を掲載したメルマガ「携帯版知事記者会見話題」の2種類の携帯向けメールマガジンを配信する。
北海道庁ブログ	(株)楽天との包括連携事業の一環として開設されており、画像などと一緒に柔らかな表現により、道全体で、随時様々な情報を提供する。
動画配信サイト	動画配信サイト「オフィシャルチャンネルpowered by Yahoo!動画」を活用し、道が制作した動画等を配信する。

2 民間企業等との協働

(1) 街頭大型ビジョン

項目	内容
メガビジョン (株)メガコーポレーション	道銀札幌駅前支店(札幌駅南口)壁面と4丁目プラザの2カ所に設置されている大型ビジョン(252インチ)を活用して広報を実施する。 1テーマ12.5秒。1回に2テーマを放映(2テーマ合わせて25秒)。 札幌駅南口:7:00~22:00(1時間に1回15回/日放映) 4丁目プラザ:毎日6:00~24:00(1時間に1回17回/日放映)。
道新ビジョン (株)北海道新聞社	すすきの交差点(南4西3すすきのビル2階壁面)に設置されている大型ビジョン(283インチ)及びJR札幌駅東西各改札口外側の左右に2枚ずつ計4カ所に設置されているビジョン(50インチ)を活用して広報を実施する。1テーマ15秒。2画面で対応。1回に2テーマを放映。 すすきの:毎日8:00~2:00(1時間に1回17回/日放映)。
ススキノカバーチャンネル (株)リンクル	(株)リンクルの自社ビル7箇所に設置されている街頭ビジョン(6箇所:42型液晶テレビ、1箇所:50V型×4)。1テーマ15秒。 毎日14:00~2:00(1時間に1回12回/日放映)。

(2) 包括連携企業等による道政広報協力

項目	内容
コンビニ等を活用したチラシ設置・店内放送など	セイコーマート、セブン・イレブン、アリオ札幌、サンクス、北洋銀行、北海道銀行において、チラシ、リーフレット等を店内に設置する。 また、セイコーマートの店内において、30秒間の音声広報、セブン・イレブンにおいてレシートの余白を利用した広報、アリオ札幌、サンクスにおいてポスターの掲示を行う。
商品パッケージを活用した広報など	雪印メグミルクグループの協力によるソフトカツゲンの広告スペースの活用。 サッポロビールの協力による缶ビールの広告スペースの活用。

(3) 関係団体との連携による道政広報

関係団体のHPを活用した広報	全国知事会のHP「都道府県展望」による道政情報の発信及びイベント等のPR
----------------	--------------------------------------

3 道政広報コーナーの推進

来庁者に道政に関する広報等を行い、サービスの向上を図る。

項目	内容
道政広報コーナーの運営	本庁舎1階の道政広報コーナーにおいて、来庁者に常設展示・特設展示・交流広場などの道政広報を行い、道民へのサービスの向上を図る。
ふるさとナビゲーション	道政広報コーナーに設置している大型ビジョンを活用し、道政広報番組のほか、道内各地域の魅力や北海道の旬の情報を発信する。

4 市町村との連携

北海道全体として、より効果的な行政広報を発信するため、市町村と連携し、広報技術の向上及び情報の共有化を図る。

項目	内容
広報広聴技術研究会の開催	北海道市長会、北海道町村会及び北海道で構成する広報広聴技術研究会実行委員会が実施主体となり、市町村職員等の広報広聴技術の向上を図るため、専門家による講義等の研究会を開催する。
広報コンクールの実施	北海道市長会、北海道町村会及び北海道で構成する広報広聴技術研究会実行委員会が実施主体となり、市町村等の広報技術の向上を図るため、市町村等が発行している広報誌等を対象に、コンクールを実施する。

5 バブリシティー活動の推進

報道関係者へのレクチャーや記者会見、資料配付などの手段により、道政情報を報道関係者に適時提供する。

項目	内容	
知事記者会見	定例	道政の重要課題等について、週1回、知事から道政記者クラブを通じて道民に対し発信する。
	臨時	道政の緊急に対応を要する事項等について、知事から道政記者クラブを通じて道民に対し情報発信する。
知事インビュー・座談会	新聞・テレビ・ラジオ・雑誌等各種媒体からの依頼により知事が直接出演、出席し、道政の課題等について語る。	
知事メッセージ・コメント	新聞・テレビ・ラジオ・雑誌等各種媒体から依頼があった場合や、重要な出来事があった場合に、知事からメッセージやコメント(談話)を発表する。	
記者発表(レクチャー)	資料配付だけでは内容等が理解されにくいと思われる事項について、担当課長等から道政記者クラブに説明する。	
資料提供	道政に関する情報について、資料配付により道政記者クラブに情報提供する。	
現地記者レクチャー	道政記者クラブ加盟の記者に道の事業や施設等を直接視察してもらい、道政への理解と報道協力を依頼する。	

6 各部局、総合振興局及び振興局の広報活動の推進

項目	内容
各部局、総合振興局及び振興局の広報活動	各部局、総合振興局及び振興局が所管する事業の広報については、各部局等において主体的に検討・実施する。 広報広聴課で管理する広報媒体による広報については、広報広聴課と調整のうえ実施する。

## 平成23年度 広聴事業実施計画

項目	内 容
まちかど対話	<p>知事が広く各界各層の道民等との直接対話を通じ、それぞれの地域における諸課題を把握するとともに、政策内容や成果を知事自らが分かりやすく説明し、意見交換を行うことにより、「トップの顔の見える行政」を実現し、効果的な道政の推進に資する。</p> <p>実施回数：年7回程度</p> <p>実施内容</p> <p>(1) 各界各層の道民等との懇談</p> <p>(2) こんにちは知事です（施設等視察・関係者との交流）</p>
道民意識調査	<p>道政上の重要課題や主要施策に関する世論調査を年1回実施し、道民の道政に対する意向や意識の的確な把握に努めるとともに、政策形成に反映させる。</p>
道政相談等	<p>広く住民から寄せられた道政に係る相談、苦情、要望、照会等を各部局との連携を密にし、対応するとともに、道民ニーズを施策に反映させる。</p>
赤レンガインターネット会議室	<p>道政への道民参加を促し、道民意思を政策形成に適切に反映していくため、インターネットを利用した会議室を設置する。</p>
知事に対する陳情等	<p>知事に提出された陳情、意見、要望などを各部局との連携を密にし、対応するとともに、道民ニーズを施策に反映させる。</p>
道民便利サイト	<p>道民に身近な各種相談窓口、制度の紹介など、道政全般に関する情報をホームページ上に取りまとめ、身近で分かりやすい道政の推進に努める。</p>
各部局、総合振興局及び振興局の広聴活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部局、総合振興局及び振興局において、各種の広聴活動を積極的に推進するよう働きかけ、それぞれの施策事業を推進する上できめ細かく住民ニーズが生かされるよう努める。</li> <li>・総合振興局長及び振興局長が様々な機会を捉えて管内住民と対話を行うなど、広く住民意向を把握し、特色ある地域づくりに役立てる。</li> </ul>

## 平成23年度 広報広聴活動の推進及び広報広聴意識の啓発事業実施計画

## ○広報広聴活動の推進

項 目	内 容
北海道広報広聴推進委員会の設置	北海道広報広聴推進委員会を設置し、道の広報広聴活動について、道民の意向を反映し、道民のための広報広聴活動の効果的な推進を図る。

## ○ 広報広聴意識の啓発

項 目	内 容
職員研修等	各部局、総合振興局及び振興局における広報広聴担当者の資質の向上を図り、全庁的に広報広聴活動が推進されるよう職場研修を実施し、諸会議など様々な機会を通じて、広報広聴意識の啓発を促す。
広報広聴事務ハンドブック	広報広聴業務に携わる職員をはじめ、全職員が、道民の意向を的確に把握するとともに、迅速かつ、効果的に情報を提供できるよう、基本的な広報広聴課業務を説明した広報広聴事務ハンドブックを全庁共通フォルダに収録し、随時更新して、活用を促す。